

公示番号：190001

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(灌漑施設/水管理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：灌漑施設/水管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年4月上旬から2019年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45 M/M、現地 7.6 M/M、合計 8.05 M/M
- (3) 業務日数：第1次国内準備 第1次現地業務 第1次国内整理
3日 128日 1日
第2次国内準備 第2次現地業務 第2次国内整理
2日 100日 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月 20日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>

をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年3月5日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	灌漑施設維持管理、水管理に関する各種業務
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) 基本的背景

農業はマラウイの国内総生産(GDP)の約39%、外貨収入の80%以上を占める基幹産業であり、総労働人口の約80%は農業セクターに従事している。他方、農地における耕作、農業投入財の入手・使用、行政サービスの提供に関する課題等を抱えており、これらを解決し農業生産量の安定と生産性の向上を図ることが求められている。

上記課題に対応すべく、マラウイ政府は、国家中期開発戦略である「成長と開発戦略 II (The Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016: MGDS II)」を策定し、灌漑および水開発を優先開発分野のひとつに据え、天水農業への依存軽減と小中規模灌漑施設の普及による食糧と換金作物の生産性向上に努めてきた。

JICAは、同政府の要請の下、2015年3月～2020年3月までの期間で中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(以下「MIDP2」)の支援を開始した。本プロジェクトは、マラウイ南部地域を対象とした「中規模灌漑開発プロジェクト(MIDP)」の後継案件であり、中規模灌漑事業開発に係る灌漑技術者の育成体制の整備を図り、中規模灌漑事業の国家レベルでの促進に寄与することを目的としている。本プロジェクトの特徴は、先行案件で開発された「MIDP研修アプローチ」(民間コンサルタント、建設業者等の外部リソースを利用せず、「政府職員による設計・施工管理」、「農家の参加による施工・運営管理」、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」)のコンセプトに基づき、灌漑施設の整備、改修を行う灌漑開発)に基づき、受益者(農家)の主体性を高め、天水農業に依存しない、より持続的な生計を得ることを目的としている。

農業・灌漑・水開発省灌漑局は、独自で中規模灌漑開発事業を持続的に面的展開してゆく能力の習得にはまだ至っていないことから、中央レベルの灌漑局(本部および灌漑サービス区事務所(ISD))を中心に、MIDP研修アプローチの面的展開が円滑に実施されるよう、マラウイ政府を支援する。併せて、先行事業に含まれていなかった北・中部地域のモデル地区において灌漑施設工事のパイロット事業を行うことで、全国への普及を踏まえた灌漑事業の進め方について具体化を図る。

これまで、3カ所のモデル地区(ゾンベ、タウイ、チャンボレ)でパイロット事業として灌漑施設改修及び洪水対策工事を実施するとともに、MIDPアプローチによるISD灌漑技官等に研修を実施するとともに、2カ所のモデル地区(ゾンベ、チャンボレ)における灌漑事業モニタリングにかかる研修などを実施してきた。

なお、灌漑施設/水管理専門家は、当初長期専門家の派遣による対応を想定していたが、リクルートの問題から、短期専門家の派遣に内容を調整して変更された。

(2) プロジェクトの概要

- 協力期間： 2015年3月～2020年3月
- カウンターパート(C/P)機関：
 - 農業灌漑水開発省(MoAIWD)灌漑局(DoI)、カスング灌漑サービス区事務所(ISD)、ムズズ灌漑サービス区事務所(ISD)、ドーワ県灌漑事務所(DIO)、南ムジンバ県灌漑事務所(DIO)、同省農業普及局(DAES)、カスング地方農政局(ADD)、ムズズ地方農政局(ADD)、ドーワ県農業開発事務所(DAO)、南ムジンバ県農業開発事務所(DAO)、ナチサカ農業普及所(EPA)等

- 対象地域（モデル地区）：
 - マラウイ中部州：カスング ISD 内ドーワ県チャンボレ地区、タウィ地区
 - マラウイ北部州：ムズズ ISD 内南ムジンバ県ゾンベ地区、カトペ地区(予定)
- モデル地区は、メイズを中心にタバコ、野菜、豆類が一部作付けされている高原、中山間地域に位置する畑作中心地域に位置し、雨季を中心に小河川を利用する等高線配置の灌漑施設(土水路)は存在するものの、機能性、安定性に乏しい灌漑地区である。詳細については、参考資料を参照。
- プロジェクトオフィス：
 - メインオフィス：カスング地方農政局（ADD）内、サブオフィス：DoI 本局内
- 上記ドーワ県、ムジンバ県、カスング ADD 等の地理関係については、10. (2) .③ 参考資料の MIDP2 パンフレットにて参照可能。

7. 業務の内容

本業務従事者は、灌漑局灌漑技官が MIDP 研修アプローチを独自に実施できる水準に至るように TOT 研修等を通じて指導するとともに、モデル地区で実施する OJT 研修において、灌漑技官、農業普及員等の現場の灌漑事業関係者が、農民グループへの指導等を通じ、より実践的な技術・能力を身に着けることにより、MIDP 研修アプローチを確立・定着させることを目指す。この結果、①灌漑局（本部および ISD）灌漑技官が、MIDP 研修アプローチを実施できる能力を習得する。②MIDP 研修アプローチを通じて、モデル地区における県灌漑技官の実用的なスキル・知識が向上する。③普及サービスにかかる灌漑局と農業普及局との協働関係が構築される、という三つの成果が期待される。具体的な業務内容は以下の通り。

(1) 第1次国内準備期間（2019年4月上旬）

- ① MIDP2 及び先行プロジェクトである中規模灌漑開発プロジェクト（MIDP）に関する、公開中の報告書及び配布資料の内容を把握する。
- ② MIDP2 のこれまでの活動内容、結果について、モニタリングシート、合同調整委員会（JCC）資料等に基づき、把握するとともに、本プロジェクトの業務計画に即したワークプラン（案）を作成する。

(2) 第1次現地業務期間（2019年4月上旬～8月中旬）

- {4月上旬}
 - ① 他の専門家との打合せに基づき、詳細業務計画、業務分担等を確定させる。
 - {2019年4月中旬～下旬}
 - ② これまで灌漑施設改修工事を実施した3カ所のモデルサイト、即ちドーワ県チャンボレ地区、南ムジンバ県ゾンベ地区、ドーワ県タウィ地区において農民参加型灌漑施設維持管理及び水管理に関するワークショップを開催する。
 - ③ 上記②で実施したワークショップ結果に基づき、農民参加型による灌漑施設維持管理を県灌漑技官/農業普及員とともに指導・支援する。
 - {5月上旬～中旬}
 - ④ 南ムジンバ県カトペ地区（予定）における灌漑施設改修工事に係わる調査、設計、施工管理に係る OJT（On-the-Job-Training）を、県灌漑技官を対象に実施する。
 - {5月下旬～6月上旬}
 - ⑤ 上記④で実施した OJT に基づき、農民ワークショップを実施して農民とプロジェクトの改修工事の役割分担を決める。
 - ⑥ 上記⑤で実施したワークショップ結果に基づき、工事準備を行う。
 - {6月中旬～8月中旬}
 - ⑦ 南ムジンバ県カトペ地区(予定)において、「JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」(環境社会配慮ガイドライン)に沿った工事工程管理を行う。
 - ⑧ 灌漑施設建設工事の実施および工事工程管理の実施にあたっては、「ODA 建設工事安全管

理ガイダンス(2014年9月)」に沿った工事安全管理を行う。

{6月上旬~7月上旬}

- ⑨ 県灌漑技官・普及員と協力して、チャンポレ地区・ゾンベ地区・タウィ地区それぞれ農民を対象とした灌漑施設維持管理・水管理研修を計画する。
- ⑩ 上記⑨で計画した灌漑施設維持管理・水管理研修の実施を支援する。
{7月下旬}
- ⑪ 県灌漑技官・普及員と協力して、タウィ農民を対象としムチンジ県の灌漑農民組織と事業を見学するツアーを計画・実施する。
{8月上旬~中旬}
- ⑫ MIDP2 終了時評価を支援する。
{4月上旬~8月中旬, 現地業務期間中を通じて}
- ⑬ マラウイ国内法に基づく環境影響評価(EIA)の実施を支援する。必要に即し、環境社会配慮ガイドラインに則って被影響住民との協議等を側面支援し、結果をJICA本部及び事務所へ報告する。その他、モニタリング等必要な配慮を環境社会配慮ガイドラインに従って実施する。
- ⑭ 4カ所のモデル地区における水利権の協議の実施を支援する。
- ⑮ 対象県において、既存の灌漑 M&E システムに基づく灌漑事業のモニタリングの実施を支援する。

(3) 第1次国内整理期間(2019年8月中旬)

- ① JICA本部に進捗報告を行なう。

(4) 第2次国内準備期間(2019年9月上旬)

- ① 第1次現地業務内容と現地の情報を元に、必要に応じて活動計画を変更する。

(5) 第2次現地業務期間(2019年9月上旬~12月下旬)

{9月上旬~中旬}

- ① プロジェクトで実施するMIDP2評価に必要な業務を支援する。
- ② ドーワ県、南ムジンバ県において開催するPIC(プロジェクト実施委員会)に必要な資料をとりまとめ、他専門家/灌漑局職員/普及局職員と協力して準備・実施する。
- ③ PICに必要な資料をとりまとめ分析し、灌漑局職員/普及局職員と協力して準備・実施する。

{9月中旬~11月中旬}

- ④ 他専門家/灌漑局職員と協力して、リロングエで実施予定の灌漑局及びISD灌漑技官(約30名)に対するTOT(Training-of-Trainers)研修計画(研修5日間)を策定する。
- ⑤ 上記④で策定した研修計画に基づき、研修講義資料を準備する。

{10月上旬~下旬}

- ⑥ カトペ地区(予定)農民に対し、他専門家/灌漑局職員/普及局職員と協力して、灌漑施設の維持管理・水管理に係わる研修計画を作成支援し準備する。
- ⑦ 上記⑥において策定した研修実施を支援する。

{11月下旬}

- ⑧ 他専門家/灌漑局職員と協力して、上記④、⑤で準備した灌漑局及びISD灌漑技官に対するTOT研修を実施(研修5日間)する。
{9月上旬~12月下旬, 現地業務期間中を通じて}
- ⑨ 他の専門家と協力して、灌漑局及び農業普及局が合同で作成する普及サービスにかかる両局の協働関係のためのガイドラインの策定を支援する。
- ⑩ MIDP研修アプローチに必要な研修カリキュラム、マニュアル、講義資料等の整理に協力する。

(6) 第2次国内整理期間(2019年12月下旬)

- ① 帰国報告会を行い、現地業務の結果及び案件進捗を本部へ報告する。
- ② 業務完了報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は、以下の通り。

- ・ワークプラン（和文・英文）
- ・専門家業務完了報告書（和文・3部）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照すること。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び現地業務期間中の日当・宿泊料等は契約に含むので、見積書に計上すること。航空経路は、日本⇄ヨハネスブルグ⇄リロングエを標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

全体で 2019 年 4 月 7 日（日）～2019 年 12 月 22 日（日）を想定しています。（ある程度の日程調整は可能です）。

マラウイ入国には査証が必要なため、在京大使館にて取得すること。

② 業務実施体制

長期専門家 2 名（チーフアドバイザー、業務調整／研修管理）。

短期専門家 2 名程度（市場調査、営農を想定）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 移動車両

MIDP2 プロジェクト用車両を利用する。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

着任後、プロジェクトとの調整により実施する。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス（カスング ADD）内に執務スペース（インターネット環境あり）を提供する。

キ) 本業務の実施に必要な消耗品費（携帯電話、ネット環境）、通信・運搬費（携帯電話通信費等）、資料等作成費（現地での資料印刷費）、その他雑費（ミーティング、研修開催費）については、MIDP2 により準備する。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8407）にて配布します。

中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト（MIDP2）詳細計画調査報告書（2014年12月）

[http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc524.nsf/VIEWJCSearchX/7CC12491842B263F4925818D000BE0E1/\\$FILE/MIDP2_詳細計画策定調査報告書.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc524.nsf/VIEWJCSearchX/7CC12491842B263F4925818D000BE0E1/$FILE/MIDP2_詳細計画策定調査報告書.pdf)

MIDP2 パンフレット(2016年3月、英文)

MIDP2 モニタリングシート(配布済分)

JCC 資料 (2015年度～2018年度)

- ② 契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」

及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 本業務の実施上、必要な機材が想定されれば、プロポーザルの中で提案すること。検討の結果、必要と判断される機材については、MIDP2 において準備します。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上